

## 大阪・光の饗宴ロゴデータ利用規約

1. 大阪・光の饗宴の広報用として使用を認める。
2. 利用するにあたり大阪・光の饗宴実行委員会事務局に申請書を提出し、その後、事務局で審査・承認後 ロゴデータをお渡しする。
3. ロゴデータの二次使用は厳禁とする。申請書と別の用途で使用する場合は再度の申請が必要となる。
4. 申請期間外の使用はできない。
5. ロゴデータの使用后、成果物を 1 部 大阪・光の饗宴実行委員会事務局宛に郵送またはメールで送付すること。
6. デザインや色は仕様に基づき変更しないものとする。ロゴデータの著作権は大阪・光の饗宴実行委員会にあるものとする。
7. この規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。